



令和7年8月20日

小鹿野町長 森 真太郎 様

小鹿野町特別職報酬等審議会  
会 長 黒 沢 裕 幸

議会議員の報酬並びに小鹿野町特別職の給料について（答申）

令和7年7月7日付け小鹿総第120号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

# 答 申 書

## 1 答 申

議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

### (1) 議会議員の報酬の額

議 長	月 額	275,000円	(+28,000円)
副議長	月 額	215,000円	(+22,000円)
委員長	月 額	200,000円	(+20,000円)
議 員	月 額	195,000円	(+20,000円)

※カッコ内は現行との比較

### (2) 町長、副町長及び教育長の給料の額

町 長	月 額	650,000円	(現行据置き)
副町長	月 額	565,000円	(現行据置き)
教育長	月 額	520,000円	(現行据置き)

### (3) 改定の時期

令和7年10月30日

## 2 審議経過及び内容

第1回審議会 令和7年7月 7日 開催

第2回審議会 令和7年7月23日 開催

本審議会は、過去における報酬等の改定状況、県内他町村の報酬等の状況、本町議会議員の活動状況、物価上昇等社会情勢の推移及び人事院勧告による本町一般職職員の給与改定状況についての資料など、客観的事実に基づき、現行の議会議員の報酬額並びに町長、副町長及び教育長の給料額が適正であるか慎重に審議を重ねた。

議会議員の報酬を審議する中で、県内他町村との比較において、当町議会議員の報酬は低く、また、物価上昇の社会経済情勢を考慮すると、報酬の引上げは必要であると判断した。

一方で、人口減少や議員のなり手不足、報酬引上げに伴う財政負担等を鑑みれば、今後の議会の在り方について、議会の中でしっかり議論すべきとの意見が多数あった。

こうした意見に加え、町村合併以降、議員発議によって報酬の引下げや議員定数の削減を実施していることから、今回は町村合併当時の報酬の額に戻す（引上げる）ことが適当であるとの結論に達した。

また、町長、副町長及び教育長の給料についても、その職責と社会経済情勢から給料の引上げを検討する余地があるとの意見もあったが、審議の中で今回は据置きとすることが適当であるとの結論に達したものである。

### 3 付帯意見

報酬等の審議過程で今後議会において検討すべきとされた事項について、次のとおり意見を申し添える。

#### (1) 議員定数について

議員定数については、本審議会の審議事項ではないが、報酬引上げに伴い、財政負担が増加することを鑑みれば、議員定数の削減も含めた適正な定数管理について検討されたい。

#### (2) 議員のなり手不足解消に向けた取組

議員のなり手不足の要因として、議員報酬の低さもその一つであると考察するが、報酬面の改善だけで済む問題ではない。議会としても、このなり手不足解消に向けた取組について、議員一丸となってしっかり議論を重ね、新たな議会の在り方を検討されるよう切に願う。

#### 4 おわりに

人口減少社会に突入し、小鹿野町の人口も現在1万人を下回る状況となった。住民の代表としての議員、そして行政運営の責任者である町長をはじめ、副町長及び教育長が果たすべき役割と責任は、ますます重要なものになってくる。

議員並びに町長、副町長及び教育長におかれては、今後も町の発展と住民サービス向上のために、なお一層のご尽力を期待してやまないものである。

以上

#### 小鹿野町特別職報酬等審議会委員

会 長	黒 沢 裕 幸
職務代理者	近 藤 正
委 員	今 井 昭 文
	齋 藤 維
	阪 本 昇 寿
	田 嶋 吉 美
	松 本 亨